

# 大切なおしらせ

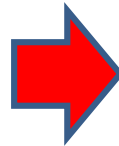
## ～ 消費税10%への対応について ～

2019年10月1日に消費税率が引き上げられました。

今般の消費税率の引上げに伴い、当センターでは、「あっせん申立金」について以下のとおり改定いたしました。

※ 現行の税込価格表示方式から税抜価格表示方式に変更。

申立人の請求金額	改定前申立金 (税込)
100万円以下	2,000 円
100万円超 300万円以下	6,000 円
300万円超 500万円以下	8,000 円
500万円超 800万円以下	11,000 円
800万円超 1,000万円以下	13,000 円
1,000万円超 1,500万円以下	17,000 円
1,500万円超 2,000万円以下	21,000 円
2,000万円超 2,500万円以下	25,000 円
2,500万円超 3,000万円以下	29,000 円
3,000万円超 3,500万円以下	33,000 円
3,500万円超 4,000万円以下	37,000 円
4,000万円超 4,500万円以下	41,000 円
4,500万円超 5,000万円以下	45,000 円
5,000万円超	50,000 円



改定後の申立金	
改定後申立金 (税抜)	改定後お支払い いただく申立金 (10%税率適用後)
1,900 円	2,090 円
5,700 円	6,270 円
7,600 円	8,360 円
10,500 円	11,550 円
12,400 円	13,640 円
16,200 円	17,820 円
20,000 円	22,000 円
23,800 円	26,180 円
27,600 円	30,360 円
31,400 円	34,540 円
35,200 円	38,720 円
39,000 円	42,900 円
42,900 円	47,190 円
47,600 円	52,360 円

- 改定後の申立金は、2019年10月1日以降に、当センターにあっせん申立書が到着した事案から適用いたします。



ADR FINMAC  
特定非営利活動法人

証券・金融商品あっせん相談センター

【 電話番号 フリーダイヤル 0120-64-5005 】